

SNS といじめ

白藤 かぐや

1. はじめに
2. 未成年のインターネット利用状況
3. いじめの認知件数・態様別状況
4. 現在行われている対策
5. おわりに

1. はじめに

スマートフォンを持つことが当たり前となった今、ほとんどの人にとって SNS の存在は身近になっているだろう。今後もさらに発達していくのであろうインターネットの時代では、いつでも、どこでも、誰とでも、簡単に交流することができるものとなっている。インターネットがあるからこそ、現代はここまで発展できたといっても過言ではないと思う。しかし、悪い点があるのも事実である。最近では、SNS を利用して特定の人物の誹謗中傷を書き込んだり、悪質なデマを流したりする者の存在が報道されている。こういった事件の被害者は、最悪の場合自ら命を絶つこともある。誰でも書き込めるからこそ、こういった事件も起きてしまう。そして、こういった事件の加害者は成年に限らず、未成年でもそうして逮捕される者が一定数いるのである。

私が今回このテーマについて取り上げようと考えたのは、未成年による、SNS を利用したいじめ・誹謗中傷等が増えてきていると感じたからである。2021 年の 2 月頃、旭川市で起きた、中学生による壮絶ないじめが連日ニュースで取り上げられた。詳細は省くが、この事件も加害者達が SNS を使用して被害者にいじめを行う等していたようである。非常に痛ましく、なぜこのようなことが起きるのか、知るべきだと考えた。

そもそも、いじめの定義についてだが、いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項によると、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」のことであると定義している。よく言われる言葉だが、やった側がいじめと捉えていなくても、やられた側がいじめと捉えていたらそれはいじめである、というだろう。この条文にある、「当該行為の対象となった児童が苦痛を感じているもの」という文言からも、そのようなことが感じ取れる。インターネットが今ほど発達していない時代は、いじめと言ったら殴る・蹴るといった暴力行為や、物を隠すといった行為が多かったのではないかと考えられるが、今は SNS アプリを利用して悪口を書き込んだり、被害者が嫌がる写真や動画を撮影し、それを弱みとして脅したりする方が多

いのではないかと考えている。また、SNSが発達したことで、良くも悪くも気軽にメッセージを送れるようになり、顔を合わせていない分余計に悪口を書き込むことに躊躇がなくなったのではないかと考えられる。いまや小中学生でもインターネットに接続できる機器を持っているため、インターネットの悪い部分をあまり理解せず、ネットに書かれたものを素直に信じたり、自分の言葉を相手がどう受け止めるのか考えることなく書き込んだりしてしまう年齢の子どもは多いだろう。こうしたことから、未成年がSNSを利用することによって、被害者にも加害者にもなり得るのである。

2. 未成年のインターネット利用状況

まず、未成年のSNSの利用状況について見ていく。内閣府が令和3年に行った、「青少年のインターネット利用環境実態調査¹」によると、「インターネットを利用しているか」という質問に対し、満10歳から満17歳の青少年の97.7%が「インターネットを利用している」と回答している。学校種別に見ても、小学生・中学生・高校生のいずれも95%を超えており、満10歳から満17歳の青少年のほとんどが利用していることが分かる。

また、インターネットを利用していると回答した青少年に対し、インターネットを利用している機器を聞いたところ、「スマートフォン」が70.4%と一番多い。さらに、「スマートフォンでの利用内容」では、「動画を見る」が88.1%、「検索する」が79.6%、「音楽を聴く」が78.0%、「投稿やメッセージ交換をする」が76.0%と続いた。スマートフォンを利用してやりとりをしたり、趣味として動画や音楽の視聴をしたりすることが多いようである。

さらに、同調査の「第3章 低年齢層の子供の保護者調査の結果²」によると、「子どもがインターネットを利用しているか」という質問に対し、0歳から満9歳の子供と同居する保護者のうち、74.3%が「インターネットを利用している」と回答している。年齢別に見ても、4歳の時点で72.2%であり、幼い頃からインターネットに触れる環境にある子どもが多いことが分かる。

3. いじめの認知件数・態様別状況

続いて、いじめの認知件数・態様別状況について見ていく。文部科学省が令和3年度

¹ 内閣府「令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査(PDF版)第2部第1章第1節 インターネット接続機器の利用状況」、
〈https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/tyousa/r03/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf〉(2023年1月6日閲覧)。

² 内閣府「令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査(PDF版)第2部第3章第1節」、〈https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/tyousa/r03/net-jittai/pdf/2-3-1.pdf〉(2023年1月6日閲覧)。

に発表した「いじめの現状について³」の「いじめの認知件数」のグラフを見ると、いじめの認知件数の合計は平成24年に前年の2倍以上となっている。平成27年から令和元年の認知件数合計は225,132件から612,496件にまで上昇している。令和2年は認知件数が減少しているが、この年は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、通学回数が減少したり、学校内で交流する機会がなくなったりしたためだと考えられる。また、グラフより、令和2年度の認知件数の約80%が小学校であり、小学校でのいじめが一番多いことが分かる。

続いて、「いじめの態様別状況について」のグラフを見る。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の回答の中で、どの学校も一番多かったのは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」で、小学校が57.9%、中学校が63.2%、高等学校が61.0%、特別支援学校が51.2%であった。その他特徴のあるものとして、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が小学校は24.0%、中学校は13.8%、特別支援学校は23.1%と2番目に多かった。また、高等学校においては、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」が19.8%と2番目に多く、高等学校はスマートフォンや携帯電話を持ち込むことが許可されているところも多いため、このような結果になるのではないかと考えられる。

さらに、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」については年々増加傾向にある。平成26年度は7,898件、平成27年度は9,187件、平成28年度は10,779件、平成29年度は12,632件、平成30年度は16,334件、令和元年度は17,924件、令和2年度は18,870件となっており、来年以降も増加するのではないかと考えられる。

SNSによるいじめの具体例としては、悪口を書き込まれる、グループチャットで自分の書き込みだけ無視される、他人に知られたくない内容の写真や動画・音声などを自分の許可なく投稿され、拡散される、個人情報や意図的に流出されるなどといったものが挙げられる。加害者側の立場からすると、普段から利用しているもので、気軽に投稿・閲覧ができるからこそその方法であると思われる。今後もインターネットはさらに発展していく傾向にあり、ネットいじめを防ぐために対策を練る必要があるだろう。

関連事項として、警察庁の「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況⁴」によると、いじめに起因する事件の総数が令和3年度では139件だった。平成25年度の件数が410件であり、その年から減少傾向にある。そしてそのうち、インターネット利用の件数は全部で16件であった。この件数は全体から考えると少ないように思われるが、前述のようにインターネットを利用した事件が増えていることから、これらの件数も増えていく可能性があると考えられる。

³ 文部科学省「いじめの現状について」、https://www.mext.go.jp/content/20211122-mext_jidou01-000019036_03.pdf (2023年1月12日閲覧)。

⁴ 警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r3-syonenhikoujyokyo.pdf> (2023年1月15日閲覧)。

4. 現在行われている対策

文部科学省によれば、「いじめの日常的な実態把握について⁵⁾」の取組みとして、まず早期発見のためにアンケート調査を行っている学校が97%、個別面談を行っている学校が16%である。家庭訪問は全体の41%と、上記2つの取組みと比較すると行われていないことが分かる。また、組織的対応として、職員会議等における情報共有を行っている学校が96%、校内研修会の実施が80%であった。このような対策により、学校や保護者等が少しでもいじめに気付けるようにしている。しかし、公になっていないいじめもあるはずである。特に、SNSによるいじめは、加害者と被害者がどこにいても成立してしまうものであるし、子どもがどのようなことをしているか、たとえ保護者や教師であってもすべて把握することはできないからである。現に、前述のようにインターネットを使用してのいじめの件数は毎年増加している。このような現状を解決するためにできることは少なくないと思うが、何よりも子ども自身が他人のことを考え、今のインターネットの使い方が正しいのかを考えることが重要だと思う。そのために、まずは義務教育として皆が通う学校で、インターネットの正しい利用方法を教える(現在でも行われていると思われるが、定期的を開催したり、具体的事例に沿って子どもに自発的に考えさせる授業を行ったりする)ことが必要だと考える。インターネットは子どもが被害者になる可能性も、加害者になる可能性もあるということを感じさせ、インターネットとの付き合い方を考えさせるべきである。

5. おわりに

ここまで、子どものインターネットの利用状況が高いこと、いじめの認知件数が増加傾向にあり、インターネットを利用した嫌がらせは特に増加傾向にあること、そしてそれらに対する対策を見てきた。SNSでのいじめに限らず、子どもは人に嫌がらせを行うことが悪いことであることは理解しているはずである。それでもいじめは起きてしまうし、子どもは大人に見つからないように隠れてこういったことを行う。そして、SNSは元々匿名性の高いツールであるものが多い。いじめの加害者にとって、SNSとは都合の良い便利なものとなってしまったのだと感じた。しかし、学校や警察が子供向けにSNSについての講演を行ったり、法整備を行い、そのような事件の加害者を検挙できるようにしたりするなど、これ以上被害を増やさないようにするための努力も行われている。最近では、匿名だと思って悪口を書き込んだら、後に特定されて逮捕されるケースも多い。子どもに自分の行っていることは見つからないと思わせてしまえば、SNSによるいじめの件数は増加するばかりである。子どもにインターネットの匿名性は絶対ではないことを知らせるだけでも、軽率にそのような行動に出る人は少なくなるのではないかと考える。

⁵⁾ 文部科学省・前掲注(3)。